

安平町告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年安平町条例第22号）第3条第1項により、指定管理の指定を受けようとする法人その他団体を次のとおり公募するので、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第2項の規定により公告する。

令和6年10月7日

安平町長 及 川 秀一郎

1 施設の概要

【安平町スポーツセンター（本館）】

(1)所在地 勇払郡安平町早来北進102番地5

(2)建物・敷地

①アリーナ 鉄骨造2階建 延床面積 6,137.73㎡

②町民プール 鉄筋コンクリート造2階建 延床面積 2,121.94㎡

③敷地面積 11,880.80㎡

(3)施設の概要

①アリーナ アリーナ（2,289.75㎡）、トレーニング室（1階113.60㎡、2階170.40㎡）、シャワー室、研修室、橋本聖子選手展示ホール、事務室

②町民プール 一般プール（25m・5コース・水深1.3m）、中プール（7.25m×15m・水深80cm）、幼児プール（25.50㎡、水深40cm）、ジャグジー（6.15㎡）、採暖室（17.50㎡）、更衣室、シャワー室、監視員室兼事務室（57.95㎡）、ミーティング室（1階42.70㎡・2階106.75㎡）

【安平町早来公民館（町民センター）】

(1)所在地 勇払郡安平町早来北進102番地4

(2)建物・敷地 鉄筋コンクリート3階建 延床面積 3,515.40㎡

敷地面積 9,227.34㎡

(3)施設の概要

①1階 体育館（605.55㎡）、小浴場（39.02㎡）、大浴場（65.93㎡）、更衣・脱衣室2室（66.33㎡）

②2階 事務室（27.65㎡）、調理実習室（61.54㎡）、研修スペース（103.24㎡）、会議室2室（183.62㎡）、エントランスホール

③ 3階 居室20室 (280.34㎡) 乾燥室2室 (46.97㎡) 洗面2室 (25.89㎡)

## 2 管理の基準及び業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとし、その詳細は仕様書に定めるとおりとします。

- (1) 安平町スポーツセンター(本館)及び早来公民館(町民センター)の使用許可及びその取消し等に関する業務
- (2) 安平町スポーツセンター(本館)及び早来公民館(町民センター)の維持管理に関する業務
- (3) その他安平町スポーツセンター(本館)及び早来公民館(町民センター)の管理運営上必要と認める業務

## 3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

※但し、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

## 4 申請資格

- (1) 令和5、6年度の安平町入札参加資格名簿に登録されていること。
- (2) 指定期間中、当該施設の管理運営業務を円滑に遂行し、安全管理体制を有する法人、その他の団体(以下「団体」という。)であること。個人での応募はできません。
- (3) 北海道内に本店又は主たる事務所を有する法人であること。なお、ここでいう「本店又は主たる事務所」とは、登記上の本店または主たる事務所とする。

## 5 申請期間

令和6年10月7日(月)から令和6年11月8日(金)まで

## 6 選定方法及び基準

指定管理者選定委員会において申請者によるプレゼンテーションを行います。審査の基準は指定管理者募集要項に規定する「選定基準及び配点」のとおりとします。

## 7 その他

1 から 6 までに掲げるもののほか、安平町スポーツセンター(本館) 及び早来公民館(町民センター) の指定管理者の公募に関する事項は、指定管理者募集要項及び仕様書に定めるとおりとする。